

社会福祉法人愛光会

理事長の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光会（以下「この法人」という。）の定款第4章（役員報酬）第21条2項に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する出張等の交通費・旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

2 非常勤 理事長 報酬は、1か月12万円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給時期は、各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、1 か月 12 万円とする。
- (2) 報酬は、毎月 21 日（ただし、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は職員給与規程第 5 条の規定に準じて支給）
- (3) 報酬は、本人名義の金融機関の口座に振込むものとする。

（費用）

第5条 理事長が出張される場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

（報酬の日割り計算）

第6条 新たに理事長に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基本として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算機額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年7月1日より施行する。